

改正

平成16年9月6日規則第36号

平成17年6月30日規則第39号

平成18年3月20日規則第9号

平成24年3月30日規則第27号

平成25年3月29日規則第33号

平成27年8月28日規則第40号

平成28年3月31日規則第24号

平成31年3月29日規則第17号

令和6年8月30日規則第47号

吹田歴史文化まちづくりセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田歴史文化まちづくりセンター条例（平成14年吹田市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 歴史文化まちづくりセンターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 歴史文化まちづくりセンターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用等の申請)

第4条 条例第4条の規定により市長の使用の許可を受けなければならない施設は、条例別表に掲げる施設並びに中庭、東庭及び西庭とする。

2 前項の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以

下「使用日時等」という。)

- 3 前項の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項及び第15条第1項において「使用日」という。）の6月前（市外の者にあつては、3月前）の日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 歴史文化まちづくりセンターを観覧しようとする者は、その旨を口頭で申し出なければならない。
- 5 前項の規定による申請は、観覧しようとする日の当日に限り、行うことができる。

（使用許可書の交付及び提示）

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

- 2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、歴史文化まちづくりセンターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

（使用期間）

第6条 歴史文化まちづくりセンターの施設を引き続き使用することができる期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ギャラリー兼音楽室をギャラリーとして使用する場合 14日間
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 2日間

（特別の設備の設置等）

第7条 歴史文化まちづくりセンターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- 3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用内容の変更）

第8条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過は、歴史文化まちづくりセンターの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、歴史文化まちづくりセンターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(市外割増使用料を徴収しない場合)

第11条 条例別表の備考第1項に規定する市長が定める場合は、次条の規定により割増した使用料を徴収する場合とする。

(入場料等を徴収するときの使用料)

第12条 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割増率によって算出した金額を使用料として徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(1) 入場料等の金額が500円未満の場合 10割

(2) 入場料等の金額が500円以上の場合 20割

(附属設備等)

第13条 条例別表の備考第3項に規定する市長が定める附属設備等及び市長が定める使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第14条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合は、免除する。
- (2) 指定管理者が歴史文化まちづくりセンターの設置目的を達成するために使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由
(使用料の還付)

第15条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
- (3) 使用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等
(使用者等の守るべき事項)

第16条 使用者又は歴史文化まちづくりセンターを観覧する者(第19条において「観覧者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第17条 職員が歴史文化まちづくりセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第18条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第19条 使用者又は観覧者は、施設若しくは附属設備等又は展示資料を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第20条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第21条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第22条 指定管理者は、市民が歴史文化まちづくりセンターの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第10条第1項に規定する団体でなくなったとき。
- (2) 条例第10条第3項の指示に従わないとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第24条 指定管理者が歴史文化まちづくりセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第15条第1項並びに第19条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第25条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 文化に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内
- (3) 施設の運営に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内
- (4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第26条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第27条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第28条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第29条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第30条 選定委員会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(申請書等の様式)

第31条 この規則に規定する申請書等の様式は、都市魅力部長が定める。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、歴史文化まちづくりセンターの管理運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第20条、別表、様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第9号までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月6日規則第36号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日規則第39号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第20条を第25条とし、第19条の次に5条を加える改正規定(第24条に係る部分を除く。)及び様式第9号の次に1様式を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成24年3月30日規則第27号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田歴史文化まちづくりセンター条例施行規則第14条第1項の規定は、

平成25年4月1日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月28日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田歴史文化まちづくりセンター条例施行規則第21条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する指定の期間について適用し、同日前に開始する指定の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月30日規則第47号）

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

別表（第13条関係）

歴史文化まちづくりセンター附属設備等使用料

名称	使用料
アップライトピアノ	1台1回につき 1,000円

備考

- 1 使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- 2 使用料には、調律料を含まない。